

委託ガイドラインの策定について

(0) 令和5年度第1回市民活動推進委員会からの経過について

- 7月27日開催の市民活動推進庁内検討委員会（以下「庁内検討委員会」）に向けて、具体的な案を作成していたところですが、市の法務専門監（弁護士）から検討していた具体策は、法的な解釈に則ると適切ではないと判断されてしまった。
- そのため、一度具体案を仕切り直す必要があることから、市役所庁内検討委員会でも具体案には言及せず、これまでの経過を報告し、今後の可能性を報告するにとどめた。
- 前回の市民活動推進推進委員会では、庁内検討委員会をもって具体案を固め、第2回推進委員会でお示しすると説明しましたが、上記理由から今回についても進捗を報告し、今後の方向性についてご意見をいただくにとどめます。

(1) 「委託ガイドライン」とは

※(1)については、委託ガイドラインの基礎説明として前回と同様のものを記載し、当日の報告では割愛します。

■概要

- 市の既存事業のうち「市民活動団体等に委託した方がより高い効果が望める事業」について、市として市民活動団体等への委託を促進するために、ルールや基準を定めるもの。
- このガイドラインに基づき、各々の担当課が団体の専門的な適正を加味した上で委託先を選定することができる仕組み。

■目的

★市が行う業務に対し、市民活動団体等が参加できる機会を提供する

- 市民活動団体等が調達（資金繰り）を実現することで、持続できる発展的な団体の運営や活動を促す。
- 市民の多様なニーズをかなえ、企業にはない付加価値（社会的機能）を生み出す可能性を見出す。
- 委託事業によって社会課題、地域課題を解決する団体を増やし、課題をジブンゴト化する市民を増やしていくことで、地域住民が主体となって課題解決を行う取り組みを増やしていく好循環を目指す。

（資金繰りを通じて、地域課題解決に資する団体を“育てていく”視点）

■背景

- ・自治体における委託契約においては、公平性・公正性、価格競争などの観点から、一般企業に比べて経営力や事務能力が劣ることの多いNPO等に対して契約することは難しい
- ・一般企業とNPO等を比較したときに、一定の条件を付してなんらかの優遇措置をおこなったり、NPO等のみを切り出して価格競争をおこなったりすることを定めるガイドラインの策定が必要。
- ・契約の相手先として、NPO等の存在が知られていない現実もある。

■課題

- ・協働や市民活動推進の条例を定めていても、財源が市の委託料（税金）である限り、通常の契約行為と同様の、厳格な手続きをしなければならない。
- ・契約行為において、市民活動団体等を優遇する制度であるため、どのようにして公平性・公正性を担保できるか。
- ・受託者が業務を遂行する能力があるかの判断基準や、市民活動団体等への委託の考え方の整理を含めた契約規則の改善が必須。（全庁的な動きが必須）
- ・エール事業、協働事業ガイドライン、委託ガイドラインの3本柱によってそれぞれ補完しあいながら、NPO団体等と連携することで効果の見込めるものについて、協働・共創の取組を促進していく。（連携すること自体が目的ではない）

(2) 選考事例他市ヒアリング（※資料2-(2)-2をご参照ください）

	宮城県	大阪府箕面市	奈良県生駒市
内容	NPO推進事業選定基準に合致する事業についてのみ、NPO団体に限定して2号随契による委託契約を行うことができる。	法人格の有無を問わず、市民活動促進条例に基づき、基準をクリアしている団体のみ、50万円以下の契約においては、1号随契を用いてNPO等を選定する	随契ガイドラインの2号随契に、市民団体であることも一つの理由として記載する
備考	年に1回、11月に行われるNPO活動促進庁内連絡調整会議において、NPO活動を促進するモデル事業として選定された場合に、それを根拠にNPOに枠を限定して委託できるスキーム	過去に監査から指摘を受け、ガイドラインは存在するものの、運用は行っていない。	この規定は生駒市の裁量で設けている。随契ガイドラインに明記してはいるものの、実際にはその団体でなければいけない明確な理由が求められるため、市民団体であれば無条件に委託できるというものではない。

※地域のつながり課としては、箕面市の例にならいつつ、小規模修繕契約希望者登録要領の市民活動団体版を策定できないか当初検討していた。

(3) 法務専門官監への専門相談要旨

- ✚ 最高裁判決（昭和62年3月20日）
 - ・自治体の締結する契約は、機会均等の理念に最も適合して公正であり、価格の有利性を確保し得るという観点から、原則として一般競争入札の方法をとるべきであり、それ以外の方法は例外的なものとして位置付ける。
 - ・自治体の契約に関しては、公正の確保、経済性の確保、参加の機会の均等という3つの要請による必要があることが認められている。
- ✚ 上記の観点から、箕面市型で見られる1号随契（50万円以下の少額契約）においてNPOへの委託を行う手法は、公正の確保と参加の機会の均等という観点から“適切であるとは言い難い”と判断できる。
- ✚ 一方で、宮城県や生駒市で行っている2号随契型は可能性があり、業務の発注において、事業の設計から市民活動団体にしかできない公益性のある事業を設計し、客観的に明確に示すことができれば2号随契による契約でもなんら不適切ではない。
- ✚ 市が、市民活動の促進や団体の育成を目的とし、庁内に向けて、NPO等への委託を行うためには、制度設計の時点で公益性や公共性の視点をもって行うことを記載するガイドラインをつくることは不適切にはあたらない。

(4) 上記を受けての今後の方向性

- ✚ 当初想定していた、「民間企業と市民活動団体とを比較した際に、市民活動団体を優遇させる」という方法は、どのような条件を設定しても法的に適切とは言えない。
- ✚ 今後の方向性としては、例えば、市民活動団体の実績や扱っている事業などを記載するリストを作成し、庁内に向けて委託契約の際の候補になるよう周知したり、市内の市民活動団体に対して、委託を受けるための必要事項をまとめる（その中で法人化を目指させるような）ガイドラインなどにするといった候補も考えられる。

ご意見いただきたい内容

- ①今後の方向性に関して、実効性のある取組案についてなど
- ②市民活動団体としての視点で、市の業務の委託を受ける観点について（市民活動団体へ向けた市の業務を受託するためのガイドラインの有用性など）